

証券コード 5820
(発送日) 2026年6月3日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月29日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

大阪市中央区本町一丁目4番8号

株式会社 三ツ星

代表取締役社長 青 木 邦 博

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kk-mitsuboshi.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」「IR資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）



上記当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトでもご確認くださいませ。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5820/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「三ツ星」または「コード」に当社証券コード「5820」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を前記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 4階「CHOー眺ー」
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第81期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

代理人が株主総会にご出席される場合、定款第15条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会会場にご来場いただいた株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時予定）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時15分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○●●●●○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

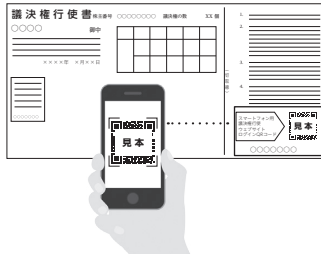
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

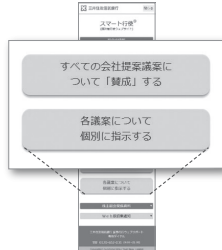
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

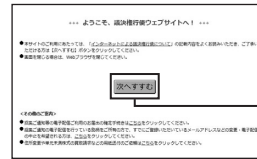
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

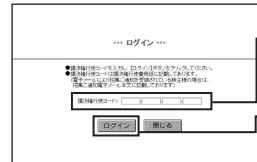
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

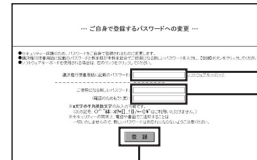
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済の景気は、緩やかに回復していますが、中東情勢の影響を注視する必要があります。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向など引き続き注意する必要があります。

当社グループに関連する事業環境におきましては、設備投資においては持ち直しの動きがみられ、公共投資は底堅い動きとなっていますが、建設工事コストの上昇、労働者不足、工事遅延などの影響のほか、銅価格の急騰もあり、電線事業は販売が前年同期比では増収で推移しております。ポリマテック事業に関しては、景気回復の見通しが不透明ではありますが、昨年来の価格改定の効果が始始め、建材・機能性チューブ関連の販売は前年同期比では増収となりました。反面LED関連商品の販売は当初計画には不十分であり厳しい状況が続いております。電熱線事業におきましては、産業機器などの需要が依然として低迷しておりますが、売上高は前年同期比で増収となっています。

このような状況の中、当社グループにおきましては、E S G（環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance））を経営方針の中核に据え、4 S（新）運動（新分野開拓・新製品創出・新顧客増強・新グローバル戦略推進）を推進し中長期的、持続的な成長を目指しております。環境面では、脱炭素社会実現のための再生可能エネルギー活用、風水害や地震の防災・災害復旧工事、海洋汚染問題対策などを、社会面では少子高齢化問題解決に資する自動化・ロボット化や老朽化した設備のメンテナンス対応などを、ガバナンス面では経営の透明性やリスク管理の徹底などを重視した経営を行い、今後成長が見込まれる新たな分野開拓を行ってきました。また、原材料・サプライチェーンの見直しによるコストダウン、工場の生産性向上、品質の維持による生産力強化にも取り組んでおります。

利益面におきましては、売上高は前年同期比853百万円の増収となり、営業利益、経常利益とも対予算、前年同期比とも増益となりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は11,728百万円（前年同期比7.8%増）、営業利益は355百万円（前年同期比152.2%増）、経常利益は387百万円（前年同期比150.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は246百万円（前年同期比14.4%増）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

[電線事業]

電線事業の主要な市場である建設・電販は首都圏や地方各都市の再開発、半導体工場建設需要などの大型案件を中心に需要は引き続き堅調に推移していますが、建設工事のコスト上昇、労働者不足、中小工事事案件・工期の順延、プランの縮小、再設計などの問題に対しては継続して直面している状況でありました。

このような状況下で、2025年9月にインドネシアの鉱山で崩落事故後、銅鉱石の供給懸念が続いていて銅価上昇の影響もある中で全体的に需要の停滞感により実需的な動きも低調で厳しい環境の中、新規顧客、案件獲得などの強化を図ってまいりましたが、その結果、販売銅量では前年同期比ゴム電線は横ばい・プラスチック電線は減少いたしました。国内銅価格は前年同期よりアップし1,695千円／トン（期平均）で推移し、今年1月には2,190千円／トンと過去最高の建値更新があり、特に下期（10～3月）は上期（4～9月）比 +469千円／トンでありました。このため、電線事業の売上高は8,349百万円（前年同期比8.4%増）となりました。

利益面におきましては、価格指標の国内銅価は乱高下しており、全体的には上昇傾向で、フィリピン子会社のMitsuboshi Philippines Corporation からの仕入による為替の影響などがありました。銅価変動に伴う価格改定以外にも基準価格の見直し（改定）を顧客へアナウンスを実施し価格転嫁に努め、高付加価値製品の販売強化、継続的な経費削減、生産性向上、材料関係のコストダウンなどに取り組んだ結果、営業利益は476百万円（前年同期比59.2%増）となりました。

[ポリマテック事業]

ポリマテック事業に関連性のある新設住宅着工戸数は、前年対比6.5%減の74万戸と62年ぶりの低水準となり住宅・住宅設備関連製品は大きな影響を受けました。

このような状況下、住宅建材以外の業界への積極的なアプローチ活動の結果、新規受注件数が増加したことにより売上高は2,490百万円（前年同期比6.7%増）となりました。

また、高機能チューブにつきましても、各ユーザー様の新規機種への採用増加により売上高は前年比23.3%増となりました。

一方でLED関連商品におきましては、道路照明を主とした案件の増加がありますが、入札時期、設置工事の遅れなどの影響がでております。売上高増への販売活動を鋭意努力してまいります。

利益面におきましては、売上高の増加、適正価格での販売活動、生産性向上および経費削減を行った結果、当社単体の合成樹脂押出関連商品の利益率は前年より改善傾向が出てきているものの、その他のLED関連商品の伸び悩みもあり、営業損失は129百万円（前年同期は営業損失158百万円）となりました。

〔電熱線事業〕

電熱線・抵抗線事業に関連する経営環境につきましては、米国の通商政策動向の不確実性や中東情勢の緊張など地政学リスクは日増しに高まっていることや、世界経済の不安定な状況により、先行き不透明感が強まっていることを背景に、従来の汎用的な分野での投資意欲の減退や設備投資の手控えなど、製造業の機械投資の停滞が見られました。

このような状況により、当事業の主要販売市場であります産業機器向けでは、射出成型機など従来の汎用的分野での産業機器用ヒーター向けおよび抵抗器などの電子部品向けの販売が前年同期比減少傾向で推移し、特に販売量が見込める海外市場からの受注が大きく減少しました。白物家電向けは、特に関係の深い冷蔵庫が物価高やコロナ禍での巣ごもり需要による買い替えサイクルの変化の影響で、コロナ禍前の水準に比べ減少傾向が続いております。一方で、自動車用ヒーターおよび抵抗器などの電子部品向け、産業ロボット用抵抗器などの電子部品向けは、エンドユーザーの在庫調整が長引く中で軟調な需要環境が続いておりましたが、漸く底打ち感がみられ、年度後半より緩やかな回復基調が見られました。結果として、当連結会計年度における電熱線・抵抗線事業の売上高は888百万円（前年同期比6.1%増）となりました。

利益面では、主要原材料であるニッケル価格が、2026年1月以降に上昇基調に転じたものの、当連結会計年度を総じて見れば緩やかな下落基調であったことや、物価上昇に伴う諸資材のコスト増加に加え、世代交代を見据えた人材確保の為に人件費・諸費用の増加、設備老朽化に伴う設備更新や修繕・メンテナンス費用の増加などもあり、営業利益8百万円（前年同期は営業利益0百万円）となりました。

事業	売上高	構成比
電熱線事業	8,349,543千円	71.2%
ポリマテック事業	2,490,553	21.2
電熱線事業	888,256	7.6
計	11,728,353	100

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は305百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、2025年12月16日開催の取締役会決議により発行しました第三者割当による新株発行及び第1回新株予約権の一部行使により、288百万円の資金調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期 (当連結会計年度)
売上高	千円 9,946,843	千円 10,329,646	千円 10,875,060	千円 11,728,353
経常利益	千円 204,308	千円 111,153	千円 154,885	千円 387,818
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	千円 △68,281	千円 123,657	千円 215,541	千円 246,541
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	円 △19.85	円 35.92	円 62.61	円 70.62
総資産	千円 10,950,473	千円 12,708,388	千円 12,728,362	千円 13,905,057
純資産	千円 6,072,192	千円 6,598,479	千円 6,663,340	千円 7,245,824
1株当たり純資産額	円 1,764.82	円 1,916.69	円 1,935.69	円 1,842.12

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式の総数により算出しております。
2. 当社は、2023年4月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 2025年3月期の数値は、決算訂正を反映した数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
シルバー鋼機株式会社	48 百万円	100.0 %	電熱線・帯等の製造・販売
MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION	21,221 千ペソ	100.0 %	電線およびプラスチック押出成形品の製造・販売
株式会社河南伸銅所	12 百万円	100.0 %	各種金属の更正および伸線受託加工
エムシーレフィラ株式会社	1 百万円	70.0 %	LED照明および附属品の製造販売・輸出入・施工、太陽光発電関連機器販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社のほかに1社あり、計5社であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにおきましては、雇用・所得環境の改善など、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。しかし、中東情勢、米国の通商政策による原油価格の上昇を始めとする世界的な物価上昇や材料供給懸念、金融資本市場の変動などの影響など先行き不透明な状況で推移するものと思われます。

こうしたなか、当社グループでは、2027年3月期より新中期経営計画策定と遂行に向けて、持続可能な成長トレンドを目指してまいります。

[電線事業]

電線事業におきましては、関連する業界団体の受注額・需要量の見通しが前年より増加する予測となっており、環境は改善傾向と思われますが、継続して建設工事のコスト上昇、労働者不足、工期遅れ、賃金、物価、配送費の上昇などの課題があること、更に中東地域における情勢不安の影響により世界的な原油、石油化学原料などの供給量の制限、価格高騰、国際物流の遅延などが深刻化しており、不透明感が拭えない状況です。

このように足元におきましては予断を許さない状況が続くと予想されますが、基盤固めと新たな取り組みにより販路・販売品種拡大を図ることで売上高を伸ばす活動をしてまいります。そして、銅価はもちろん原材料価格などあらゆるコスト上昇に対応した価格転嫁を行ってまいります。

工場においてはコストの抑制・削減および生産性向上により製造原価の低減を図り、製販一体となって利益額の確保を目指します。

今後も営業・工場・技術の各部門連携を強化し製品開発・新分野開拓を行い、社会に貢献できる物作りに取り組んでまいります。

[ポリマテック事業]

新設住宅着工の状況は資材高騰・金利上昇の影響により、購買マインドの回復は期待出来ず低調に推移すると予測されますが、非住宅分野を中心とし2025年度に金型製作を進めておりました新規案件の量産を2026年度に予定しております。

中東情勢の影響より、原材料となりますナフサ由来の合成樹脂および副資材の調達の先行きにおいて不透明な状況が発生しており、弊社生産にも影響する可能性があります。

LED関連商品においては2030年までに道路照明のLED化を100%という目標を国が掲げているなかで高速道路を始めとした道路のLED化が急務となっており首都高速道路や各国道、市道からのLED化案件が増えています。これらの需要を着実に取り込めるように引き続き拡販活動に努めます。

[電熱線事業]

世界経済は、米中経済の減速影響で、やや鈍化するものの、総じて底堅い経済成長が続くと思われませんが、中東情勢の緊張など、中東での紛争長期化による原油価格の高騰が世界的なインフレを再燃させるリスクがあり、先行きの不透明感が強まっております。

当事業に関連する経営環境については、主要な販売市場である産業機器用ヒーター向けは、AI関連半導体製造装置向けなどの投資が活発な分野と、当事業と関係の深い射出成型機などの従来の汎用的な分野の需要は一進一退しており、分野で回復のスピードに差がある状況となっています。

白物家電分野は、総じて見ればエアコンや美容家電、洗濯機・掃除機などの高機能家電に支えられ、堅調に推移する見込みではありますが、当事業と関係の深い冷蔵庫は、物価高や少人数世帯の増加で単価の高い大型から中型に需要が移行するほか、コロナ禍での巣ごもり需要による買い替えサイクルの変化などにより買い替えの長期化も進んでおり、数年はこのような状況が続くと見込まれます。

抵抗器などの電子部品向けは、生成AI関連向け半導体や関連部品が需要拡大をけん引しています。特に当事業と関係の深い自動車向けや産業機器向けについてもエンドユーザーの在庫調整に底打ち感が見られ、今後は緩やかな回復基調を辿ることが期待されます。一方で、中東情勢の緊張など、中東での紛争長期化による原油価格の高騰や関連する原材料、部品、部材の調達への影響など、今後、需要の動向に留意が必要です。

中長期的には拡大が見込まれる自動車向け市場、人手不足、賃金上昇などを背景に拡大が見込める市場、インドや東南アジアといった新たな需要が見込める海外市場など、中長期的な観点で市場規模が拡大することが予想される市場での新規開拓に引き続き注力するとともに、販路・販売拡大のために必要な技術および品質の向上、生産性の向上により価格競争力の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、次の製品の製造・販売および仕入商品の販売を行っております。

事業部門	主要品目
電線事業	天然ゴムキャブタイヤケーブル、合成ゴムキャブタイヤケーブル、架橋ポリエチレンケーブル、溶接用ケーブル、制御用ケーブル、プラスチックキャブタイヤケーブル、プラスチックコード、その他
ポリマテック事業	プラスチック押出成形品、射出成形品、真空成形品、高機能チューブ、LED関連商品、その他
電熱線事業	電熱線・帯、その他

(6) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

- ① 当社の主要な事業所
- ＜本社＞ 大 阪 市 中 央 区
- ＜支店＞
- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 〔電線事業〕 | 大 阪 支 店 | (大阪市中央区) |
| | 東 京 支 店 | (東京都中央区) |
| | 九 州 支 店 | (福岡市南区) |
| | 名 古 屋 支 店 | (名古屋市名東区) |
| 〔ポリマテック事業〕 | 大 阪 支 店 | (大阪市中央区) |
| | 東 京 支 店 | (東京都中央区) |
- ＜工場＞
- | | |
|------------|-----------|
| 〔電線事業〕 | (滋賀県甲賀市) |
| 〔ポリマテック事業〕 | (大阪府羽曳野市) |
- ② 主要な子会社の事業所
- | | |
|-----|---|
| 国 内 | シルバー鋼機株式会社 本社 (東京都中央区) |
| | 株式会社河南伸銅所 (大阪府松原市) |
| | エムシーレフィラ株式会社 (大阪市淀川区) |
| 海 外 | MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION (フィリピン共和国) |

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電線事業	160 (47) 名	8名増（1名減）
ポリマテック事業	115 (46)	2名増（5名減）
電熱線事業	29 (5)	1名増（1名増）
全社（共通）	22 (6)	1名増（1名増）
合計	326 (104)	12名増（4名減）

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165 (59) 名	6名増（1名減）	40.3歳	13.9年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	474,612千円
株式会社池田泉州銀行	470,917千円
株式会社関西みらい銀行	305,013千円
株式会社静岡銀行	291,948千円
株式会社南都銀行	233,618千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 11,400,000株
- ② 発行済株式の総数 3,925,554株（自己株式354,411株を除く。）
- （注）2026年1月21日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行および第1回新株予約権の権利行使に伴う新株式発行により、発行済株式の総数は480,000株増加しております。
- ③ 株主数 4,626名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ス イ ス ・ プ ラ ン ツ 有 限 責 任 事 業 組 合	240,900株	6.14%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	154,000	3.92
有 限 会 社 杉 山 製 作 所	138,000	3.52
大 和 証 券 株 式 会 社	131,200	3.34
F R A N C I S C A P I T A L I N C	112,500	2.87
ミ ツ ワ 樹 脂 工 業 株 式 会 社	111,400	2.84
有 限 会 社 ツ カ モ ト	110,500	2.81
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	108,600	2.77
本 多 敏 行	95,400	2.43
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	77,000	1.96

- （注） 1. 上記のほか、当社が自己株式354,411株を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）3名に対し、2,400株であります。

(2) 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2025年12月16日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回新株予約権の概要

新株予約権の総数	33,400個（新株予約権1個につき目的となる株数は100株）
新株予約権の発行価額	本新株予約権1個当たり480円
新株予約権の行使価額	本新株予約権の目的である株式1株につき568円
募集の方法及び割当先	第三者割当の方法による Francis Capital Inc 33,400個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は3,340,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)ただし本項第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

新株予約権の目的となる株式数	4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。 (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、568円とする。ただし、行使価額は第2項の規定に従って調整されるものとする。 2. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

新株予約権の行使時の払込金額	(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 ②株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行または付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 ④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。 (3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
-----------------------	---

新株予約権の行使時の払込金額

- (4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年1月22日から2029年1月21日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の120%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知または公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき当初発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	青 木 邦 博	執行役員 ポリマテック事業 営業統括 (株)河南伸銅所 代表取締役社長 エムシーレフィラ(株) 代表取締役社長 シルバー鋼機(株) 取締役 (非常勤) MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION CHAIRMAN
取 締 役 副 社 長	唐 澤 利 武	事業統括・M&A担当 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION PRESIDENT
取 締 役	羽 生 忍	生産革新担当
取 締 役	上 村 多 恵 子	京南倉庫(株) 代表取締役 スバル興業(株) 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	渡 邊 雅 之	弁護士法人三宅法律事務所 パートナー 日特建設(株) 社外取締役 (株)広済堂ホールディングス 社外取締役 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION 取締役 (非常勤) 東都水産(株) 社外取締役 M&Pインベストメント・コンプライアンス(株) 取締役 nmsホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) 公益社団法人日本外国特派員協会 理事 OSL Japan(株) 監査役 (株)ぎょうせい 監査役 西日本法規出版(株) 監査役 (株)ぎょうせい総合研究所 監査役
取締役 (監査等委員)	加 藤 正 憲	加藤公認会計士事務所 代表 (株)広済堂ホールディングス 社外監査役 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION 取締役 (非常勤) シルバー鋼機(株) 監査役 ラオックスホールディングス(株) 監査役
取締役 (監査等委員)	吉 永 久 三	

- (注) 1. 取締役上村多恵子氏ならびに取締役（監査等委員）渡邊雅之氏、加藤正憲氏および吉永久三氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）加藤正憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役上村多恵子氏、渡邊雅之氏、加藤正憲氏および吉永久三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動

氏名	担当および重要な兼職の状況	異動年月日
渡邊 雅之	M&Pインベストメント・コンプライアンス(株) 取締役	2025年 5月 1日 (就任)
	日本製麻(株) 社外取締役（監査等委員）	2025年 6月 26日 (退任)
	nmsホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員）	2025年 6月 27日 (就任)
	公益社団法人日本外国特派員協会 理事	2025年 7月 15日 (就任)
	OSL Japan(株) 監査役	2025年 10月 30日 (就任)
	(株)ぎょうせい 監査役	2026年 3月 24日 (就任)
	西日本法規出版(株) 監査役	2026年 3月 24日 (就任)
	(株)ぎょうせい総合研究所 監査役	2026年 3月 24日 (就任)
加藤 正憲	(株)代々木アニメーション学院 社外取締役	2026年 3月 19日 (辞任)
	(株)ナカヨ 社外取締役（監査等委員）	2025年 8月 25日 (退任)

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役上村多恵子氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役青木邦博氏、唐澤利武氏、羽生忍氏および上村多恵子氏ならびに監査等委員である取締役渡邊雅之氏、加藤正憲氏、および吉永久三氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。また、職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合には補償を行わないとすることで会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の会社法上の役員等および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補償することとしております。ただし被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意または重大な過失があったことに起因する場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。「イ」内において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る対象取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

対象取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社は、優れた経営人材を確保し、適切な処遇を行うために世間水準および経営内容、従業員給与等のバランスを考慮して決定することを基本方針としております。また対象取締役の報酬は、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、中期経営計画の実現および短期業績の達成へのインセンティブを与えるとともに、株主と対象取締役との利益共有を図れるものとしております。

当社の対象取締役の報酬は、毎月、固定報酬として支給する基本報酬（金銭報酬）と毎年一定の時期に支給する業績連動報酬等（金銭報酬）および非金銭報酬として支給する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成されております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことを期待されていることから、業績に連動しない基本報酬のみとしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、想定するビジネスおよび人材の競業他社に対して遜色ない水準を目標としております。定期的に民間調査会社による役員報酬サーベイの実施データに基づいて国内同等企業水準の確認を行うと同時に、従業員給与等の水準（対象取締役との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役職、職責に応じて調整・決定しております。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(i) 業績連動報酬等は、会社業績と個人の目標達成に応じて対象取締役相互間で評価し決定する仕組みとしております。業績連動報酬等に係る指標は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、連結自己資本利益率（ROE）、連結売上高経常利益率、EBITDA（税引前利益＋特別損益＋支払利息＋減価償却費）、連結経常利益、連結当期純利益を重要業績評価指標(KPI)としております。当該指標を選択した理由は、業績を達成することへの責任をより明確にし、中期経営計画の達成および企業価値向上への貢献意欲を高めるためであります。

(ii) 株式報酬につきましては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

本制度により対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年12千株以内

としております。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の終値を基礎として、対象取締役特に有利とされない範囲において取締役会において決定しております。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限株式割当契約を締結しております。

譲渡制限満了日は、対象取締役の退任または退職する日であります。ただし、対象取締役が期間満了する前に、正当な理由により退任または退職した場合または死亡により退任または退職した場合、譲渡制限を解除する本株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしております。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の対象取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等における支給基準につきましては、達成率に応じて支給することとしており、基本報酬の0%～25%相当を毎期支給することとしております。

株式報酬については、基本報酬の0%～60%相当を毎期支給することとしております。

- e. 対象取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の対象取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する基本方針は、指名・報酬諮問委員会にて審議のうえ、取締役会において決定することとしており、その権限の内容および裁量の範囲は、株主総会が決定した報酬総額の限度内で役員毎の支給水準と業績連動報酬割合に応じたものとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	62,344 (4,200)	56,115 (4,200)	4,470 (-)	1,759 (-)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	76,144 (18,000)	69,915 (18,000)	4,470 (-)	1,759 (-)	7 (4)

- (注) 1. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は4,200千円であります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、連結自己資本利益率（ROE）、連結売上高経常利益率、EBITDA（税引前利益＋特別損益＋支払利息＋減価償却費）、連結経常利益、連結当期純利益であり、その実績は、ROE3.5%、連結売上高経常利益率3.3%、EBITDA676,022千円、連結経常利益387,818千円、連結当期純利益246,541千円であります。
- 当該指標を選択した理由は、設備投資、株主還元などの観点や、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるための重要業績評価指標（KPI）と位置付けたためであります。当社の業績連動報酬等

は、職位別の基準額に対して、会社業績と個人の目標達成に応じて取締役相互間での評価に対する乗率と支給月数を乗じたもので算定されております。

4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2017年6月27日開催の第72期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）が年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）が年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員を除く。）が4名、取締役（監査等委員）が3名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第75期定時株主総会において、株式報酬の額として年額36百万円以内、株式数の上限を年12千株以内（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名であります。なお、2023年3月24日開催の取締役会決議により、2023年4月21日付で株式分割（1株を3株に分割）が行われ、株式数の上限は年36千株以内となっております。

⑥ 社外役員に関する事項
イ. 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	重 要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
取 締 役	上 村 多 恵 子	京南倉庫(株) 代表取締役 スバル興業(株) 社外取締役（監査等委員）	重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役 （監査等委員）	渡 邊 雅 之	弁護士法人三宅法律事務所 パートナー 日特建設(株) 社外取締役 (株)広済堂ホールディングス 社外取締役 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION 取締役（非常勤） 東都水産(株) 社外取締役 M&Pインベストメント・コンプライアンス(株) 取締役 nmsホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員） 公益社団法人日本外国特派員協会 理事 OSL Japan(株) 監査役 (株)ぎょうせい 監査役 西日本法規出版(株) 監査役 (株)ぎょうせい総合研究所 監査役	重要な取引その他の関係はありません。

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	重 要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
取 締 役 (監査等委員)	加 藤 正 憲	加藤公認会計士事務所 代表 (株)広済堂ホールディングス 社外監査役 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION 取締役 (非常勤) シルバー鋼機(株) 監査役 ラオックスホールディングス(株) 監査役	重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	吉 永 久 三		重要な取引その他の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 回 数		発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要等
		取締役会	監査等委員会	
社外取締役	上 村 多恵子	17回／18回開催	－	長年企業経営に携わるとともに、国や行政の諮問委員や経済団体等の役員を多数歴任しており、その高い見識と豊富な経験に基づく独立公正な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 監査等委員	渡 邊 雅 之	18回／18回開催	15回／15回開催	弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。 監査等委員会においても、監査結果の意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

地 位	氏 名	出 席 回 数		発言状況および社外取締役・監査等委員に期待される役割に関して行った職務の概要等
社外取締役 監査等委員	加 藤 正 憲	18回／18回開催	14回／15回開催	公認会計士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。 監査等委員会においても、監査結果の意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 監査等委員	吉 永 久 三	18回／18回開催	15回／15回開催	警視庁や(株)東京証券取引所グループにおける勤務経験や上場会社におけるコンプライアンス担当顧問を務めるなど、コンプライアンスに対する理解と豊富なキャリアを有しており、反社会的勢力・反市場勢力について専門的な立場から、取締役会では、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 監査等委員会においても、監査結果の意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

オリエント監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,300千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会が報酬等に同意した理由につきましては、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性等を慎重に審議した結果、相当であると判断いたしました。
3. 上記報酬等の額には、過年度決算訂正に係る監査業務に対する報酬3,300千円が含まれております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が監督官庁等から処分を受けるほか、会計監査人の監査体制および独立性や専門性などにおいて問題があり、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、その他解任または不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけており、利益配分に関しましては、安定的な利益配当を実施することを基本方針とし、連結業績を考慮しながら、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

内部留保金につきましては、会社の競争力強化を目的に、積極的な設備投資や研究開発投資等を行うとともに、内部留保の充実に努めることにより、長期的に安定した経営基盤の強化を図ってまいります。

また、財務体質の強化を図ることにより、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

-
1. 本事業報告に記載されている金額については、表示単位未満の端数は切り捨てて表示しております。
 2. 本事業報告に記載されている金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,023,736	流 動 負 債	4,035,908
現 金 及 び 預 金	2,626,748	支払手形及び買掛金	862,115
受 取 手 形	58,314	電 子 記 録 債 務	1,377,416
電 子 記 録 債 権	979,493	短 期 借 入 金	551,185
売 掛 金	1,932,684	1 年 内 返 済 予 定 の	613,599
商 品 及 び 製 品	2,015,878	長 期 借 入 金	57,189
仕 掛 品	357,508	リ ー ス 債 務	221,913
原材料及び貯蔵品	903,620	未 払 金	101,653
そ の 他	149,488	未 払 法 人 税 等	92,741
固 定 資 産	4,881,320	賞 与 引 当 金	158,094
有 形 固 定 資 産	4,088,001	そ の 他	
建 物 及 び 構 築 物	940,180	固 定 負 債	2,623,324
機械装置及び運搬具	605,650	長 期 借 入 金	2,122,304
土 地	2,427,696	繰 延 税 金 負 債	336,221
建 設 仮 勘 定	51,638	リ ー ス 債 務	62,770
そ の 他	62,836	退職給付に係る負債	42,064
無 形 固 定 資 産	70,867	そ の 他	59,964
投資その他の資産	722,450	負 債 合 計	6,659,232
投 資 有 価 証 券	634,041	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	15,722	株 主 資 本	6,735,657
そ の 他	72,686	資 本 金	1,273,606
資 産 合 計	13,905,057	資 本 剰 余 金	1,583,582
		利 益 剰 余 金	4,021,420
		自 己 株 式	△142,951
		その他の包括利益累計額	495,671
		そ の 他 有 価 証 券	400,535
		評 価 差 額 金	61,240
		為 替 換 算 調 整 勘 定	33,894
		退 職 給 付 に 係 る	
		調 整 累 計 額	
		新 株 予 約 権	14,496
		純 資 産 合 計	7,245,824
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,905,057

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	11,728,353		
売上原価	9,561,553		
売上総利益	2,166,799		
販売費及び一般管理費	1,811,604		
営業利益	355,195		
営業外収益	77,923		
受取利息及び受取配当金	16,378		
受取為替家賃	7,152		
その他	39,931		
営業外費用	45,300		
支払利息	36,568		
支払手数料	2,789		
その他	5,941		
経常利益	387,818		
特別損失	8,758		
固定資産除却損	5,079		
業務所移転費	2,572		
ゴルフ会員権評価損	1,105		
税金等調整前当期純利益	379,060		
法人税、住民税及び事業税	119,100		
法人税等調整額	13,419		
当期純利益	246,541		
親会社株主に帰属する当期純利益	246,541		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	7,938,512	流動負債	3,484,143
現金及び預金	1,876,833	電子記録債権	1,233,792
受取手形	56,658	買掛金	772,394
電子記録債権	921,180	短期借入金	450,000
売掛金	1,790,164	1年内返済予定の借入金	514,075
商品及び製品	1,968,379	長期借入金	21,797
仕掛品	264,554	未払法人税等	188,309
原材料及び貯蔵品	630,509	未払消費税等	92,605
1年内回収予定の長期貸付金	17,984	未払費用	2,468
関係会社長期貸付金		預り金	18,405
前払費用	39,911	与引当金	77,265
その他の金	377,829	その他の負債	113,029
貸倒引当金	△5,493	固定負債	1,581,735
固定資産	3,651,736	長期借入金	1,343,813
有形固定資産	2,120,216	繰延税金負債	50,162
建物	305,362	繰延資産	156,246
構築物	24,946	繰延資産	25,300
機械及び装置	381,232	繰延資産	6,212
車両運搬具	0	負債合計	5,065,878
工具器具備品	51,412	(純資産の部)	6,110,025
建設仮勘定	11,891	株主資本	1,273,606
土地	1,345,371	資本剰余金	1,286,561
無形固定資産	47,385	資本準備金	1,270,684
電話加入権	3,448	その他の資本剰余金	15,876
ソフトウェア	25,852	利益剰余金	3,692,809
ソフトウェア仮勘定	18,085	利益準備金	87,500
投資その他の資産	1,484,134	その他の利益剰余金	3,605,309
投資有価証券	628,054	別途積立金	2,045,000
関係会社株式	729,768	繰越利益剰余金	1,560,309
出資金	3,160	自己株式	△142,951
関係会社長期貸付金	73,709	評価・換算差額等	399,849
その他の金	52,106	その他有価証券評価差額金	399,849
貸倒引当金	△2,663	新株予約権	14,496
資産合計	11,590,249	純資産合計	6,524,371
		負債・純資産合計	11,590,249

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		10,055,670
売 上	原 価		8,253,925
売 上	総 利 益		1,801,744
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,453,137
営 業	業 利 益		348,606
営 業	外 収 益		39,764
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金		17,892	
受 取 家 賃		5,952	
為 替 差 益		7,596	
そ の 他		8,323	
営 業	外 費 用		33,931
支 払 利 息		21,747	
支 貸 倒 引 当 金 繰 入 額		4,659	
支 払 手 数 料		2,789	
そ の 他		4,736	
経 常	利 益		354,438
特 別	利 益		90
特 別	損 失		46,034
特 別	資 産 除 却 損	90	
固 定 資 産 移 転 費 用		5,079	
固 定 資 産 移 転 費 用		2,572	
子 会 社 株 式 評 価 損		37,276	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損		1,105	
税 引 前 当 期 純 利 益			308,495
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		100,325	
法 人 税 等 調 整 額		15,460	
当 期 純 利 益			192,709

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 三 ツ 星
取締役会 御中

オリエント監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	鎌 田	修 誠
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	藤 岡	亮 祐
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三ツ星の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三ツ星及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 三 ツ 星
取締役会 御中

オリエント監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	鎌 田	修 誠
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	藤 岡	亮 祐
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三ツ星の2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人オリエント監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人オリエント監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 三ッ星 監査等委員会

監査等委員 渡邊 雅之 ㊞

監査等委員 加藤 正憲 ㊞

監査等委員 吉 永久三 ㊞

(注) 監査等委員 渡邊雅之、加藤正憲、吉永久三は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけており、利益配分に関しましては、安定的な利益配当を実施することを基本方針としております。

上記の方針および当期の連結業績ならびに今後の事業展開などを考慮し、当期の期末配当は1株につき17円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、66,734,418円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開の多様化に対応する為、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(9) (条文省略)	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(9) (現行どおり)
(新 設)	<u>(10) 各種コンサルタント業</u>
(新 設)	<u>(11) 暗号資産の発行、売買、マイニング、貸借、管理及びそれらに関連する業務</u>
(新 設)	<u>(12) 各種発電装置（バイオマス発電装置、重油発電装置、亜臨界装置、自然エネルギー発電装置等）の開発、製造、販売、輸出入及び賃貸並びにそれらに関連する業務</u>
(新 設)	<u>(13) 電力の売買及び供給に関する業務</u>
(新 設)	<u>(14) 電気工事の設計施工、請負並びに保守業務</u>
(新 設)	<u>(15) 小型電池の生産、販売及びそれらに関連する業務</u>
(新 設)	<u>(16) 賃貸・不動産事業</u>
(新 設)	<u>(17) リサイクルに関する事業</u>
(新 設)	<u>(18) 小売業及びこれに関連する商品の製造、加工業並びに卸販売業</u>
(新 設)	<u>(19) 飲食業</u>
<u>(10)</u> 上記各号に附帯関連する一切の業務	<u>(20)</u> 上記各号に附帯関連する一切の業務

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）
全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、
取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役の選任および報酬等につきましては、「指名・報酬諮問委員会」に監
査等委員である社外取締役3名全員が出席して意見を述べ、取締役候補者の選
任の件および個人別の報酬等の内容を確認し、監査等委員会において報告、協
議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、取締役の選任および報酬等のいずれにつ
いても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論
に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
1 再任	あ お き く に ひ ろ 青 木 邦 博 (1948年2月24日生)	1971年4月 大日本インキ化学工業(株)（現D I C(株)）入社 1996年6月 台湾佳龍加工廠有限公司 出向、同総経理 2001年10月 大日本インキ化学工業(株) 大阪支店営業部長 2003年10月 D I C 投資有限公司 出向 2004年10月 中山D I C 色料有限公司 出向、同董事長 2022年10月 当社 代表取締役社長（現任） 2023年3月 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION 取締役 2023年6月 (株)河南伸銅所 代表取締役社長（現任） 2023年11月 エムシーレフィラ(株) 代表取締役社長（現任） 2024年4月 当社 執行役員 ポリマテック事業 営業統括（現任） 2024年5月 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION CHAIRMAN AND PRESIDENT 2024年6月 シルバー鋼機(株) 取締役（非常勤）（現任） 2024年6月 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION CHAIRMAN（現任） （重要な兼職の状況） (株)河南伸銅所 代表取締役社長、エムシーレフィラ(株) 代表取締役社長、 シルバー鋼機(株) 取締役（非常勤）、 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION CHAIRMAN	3,700株
取締役候補者とする理由 日本有数のメーカーでの勤務経験に加え中国企業の董事長を務めるなど、製造業をグ ローバル展開することに対する理解や長年の経験を有しており、当社の代表取締役と してグローバルな観点から企業価値向上と当社の更なる発展に貢献できる人材である と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 再任	はぶしのぶ 羽生忍 (1962年11月26日生)	1994年 9 月 プラスチック工業(株) (現カナフレックスコーポレーション(株)) 入社 2009年 6 月 カナフレックスコーポレーション(株) 千葉工場長 2014年 6 月 同社 滋賀工場長 2017年 6 月 北京カナフレックス 出向 2019年 4 月 カナフレックスコーポレーション(株) 栃木工場長 2021年12月 同社 滋賀工場長 2022年 3 月 同社 製造担当執行役員 2023年 6 月 当社入社 執行役員 工場統括 2024年 4 月 当社 工場アドバイザー 2024年 6 月 当社 取締役 生産革新担当 (現任) (重要な兼職の状況) なし	2,000株
		取締役候補者とする理由	
		製造部門における豊富な経験と実績を有しており、当社に入社後も工場統括や工場アドバイザーとして電線事業・ポリマテック事業の両工場の体制強化に努め、その横断的な知識と経験、優れた調整能力により製造現場を率先し、経営における意思決定や業務執行の監督において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。	
3 新任 社外 独立	なか い がわ しゅんいち 中井川 俊一 (1963年 4 月16日生)	1988年 4 月 ワールド証券(株) (現SBI証券) 入社 1996年 6 月 (株)エイチ・アイ・エス 入社 2004年 3 月 (株)バリュークリエーション 代表取締役 2007年 6 月 澤田ホールディングス(株)(現HSホールディングス(株)) 常務取締役 2008年 1 月 H.S. International (Asia) Limited 取締役 2008年 2 月 ラオックス(株) (現ラオックスホールディングス(株)) 取締役 2009年11月 エイチ・エス証券(株) (現Jトラストグローバル証券(株)) 代表取締役社長 2013年 1 月 (株)アスコット 代表取締役会長 2016年 4 月 (株)インデックス (現IXIT(株)) 代表取締役社長 2021年 2 月 ラス・カーズ・キャピタル(株) 代表取締役社長 (現任) 2021年 6 月 ワイエスフード(株) 取締役会長 2021年 6 月 (株)広済堂ホールディングス 社外取締役 (現任) 2023年 6 月 ワイエスフード(株) 取締役 (重要な兼職の状況) ラス・カーズ・キャピタル(株) 代表取締役社長、(株)広済堂ホールディングス 社外取締役	一株
		社外取締役候補者とする理由および期待される役割等	
		経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、社外取締役として業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を期待するとともに、その経験や知見を当社の取締役会に活かし、経営体制の更なる強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中井川俊一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中井川俊一氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、青木邦博および羽生忍の両氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、事業報告の「2.会社の現況 (3) 会社役員の状況③補償契約の内容の概要等」に記載のとおりであり、両氏の選任が原案どおり承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、中井川俊一氏の選任が原案どおり承認された場合は、同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.会社の現況 (3) 会社役員の状況④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 中井川俊一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が原案どおり承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 新任 社外 独立	うえむらたえこ 上村多恵子 (1953年7月6日生)	1974年9月 京南倉庫(株) 代表取締役（現任） 1998年4月 学校法人甲南学園 常任理事 2000年5月 （一社）関西経済同友会 幹事（現任） 2004年5月 （公社）日本港湾協会 理事（現任） 2005年2月 国土交通省 社会資本整備審議会委員 2005年8月 金融庁 金融行政アドバイザー 2009年3月 国土交通省 交通政策審議会委員 2010年9月 日本高速道路保有・債務返済機構 高架下利用審議会委員 2013年3月 （公財）日本道路交通情報センター 理事（現任） 2015年6月 （一社）建設コンサルタンツ協会 理事 2016年5月 内閣府 民間資金等活用事業推進委員会委員 2019年4月 スバル興業(株) 社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年6月 当社 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 京南倉庫(株)代表取締役、スバル興業(株)社外取締役（監査等委員）	3,700株
社外取締役候補者とする理由および期待される役割等			
長年企業経営に携わるとともに、国や行政の諮問委員や経済団体等の役員を多数歴任しており、その高い見識と豊富な経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できることから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数	
2 再任 社外 独立	よしなが ひさみつ 吉 永 久 三 (1951年11月15日生)	1970年 4 月 警視庁 入庁 1999年 3 月 警視庁 組織犯罪対策第三課（前暴力団対策課） 2011年 9 月 警視庁 武蔵野署警部 2012年 4 月 (株)東京証券取引所グループ 総務部（参与） 2017年 7 月 (株)アクロディア（現THE WHY HOW DO COMPANY(株)）コンプライアンス担当顧問 2017年 9 月 同社 社外監査役 2022年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) なし	一株	
		社外取締役候補者とする理由および期待される役割等 警視庁や株式会社東京証券取引所グループにおける勤務経験や上場会社におけるコンプライアンス担当顧問および社外取締役を務めるなど、上場会社のコンプライアンスに対する理解と長年の経験を備えていることから、特に反社会的勢力・反市場勢力の排除のための助言を期待することができ、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		
3 新任 社外 独立	もりい 森井 じゅん (1980年 3 月 3 日生)	2005年11月 Bonanza Casino入社 2009年10月 尾台会計事務所入所 2012年 2 月 米国ワシントン州公認会計士登録 2012年 9 月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー(株)入社 2013年 8 月 公認会計士登録 2014年 1 月 税理士登録 2014年 1 月 森井会計事務所開設 代表公認会計士・税理士（現任） 2014年 1 月 (株)城南紙商 代表取締役（現任） 2016年 4 月 東京都品川区監査委員 2021年11月 THE WHY HOW DO COMPANY(株) 社外監査役（現任） 2023年 6 月 パス(株) 社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年 6 月 東都水産(株) 社外監査役（現任） 2025年 6 月 nmsホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 森井会計事務所 代表公認会計士・税理士、(株)城南紙商 代表取締役、THE WHY HOW DO COMPANY(株) 社外監査役、パス(株) 社外取締役（監査等委員）、東都水産(株) 社外監査役、nmsホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員）	一株	
		社外取締役候補者とする理由および期待される役割等 公認会計士および税理士として財務・会計における専門的な経験および知見を有しており、会計実務に関する豊富な経験を有する事から、財務会計の分野において業務執行から独立した客観的な立場で取締役の職務執行に対する監督や助言をしていただく事を期待し、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上村多恵子、吉永久三、森井じゅんの3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上村多恵子氏が社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は2年、また吉永久三氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月となります。
4. 当社は、上村多恵子および吉永久三の両氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、上村多恵子氏の選任および吉永久三氏の再任が原案どおり承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、森井じゅん氏の選任が原案どおり承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、上村多恵子および吉永久三の両氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、事業報告の「2.会社の現況(3)会社役員の状況③補償契約の内容の概要等」に記載のとおりであり、上村多恵子氏の選任および吉永久三氏の再任が原案どおり承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、森井じゅん氏の選任が原案どおり承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.会社の現況(3)会社役員の状況④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、上村多恵子および吉永久三の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、上村多恵子氏の選任および吉永久三氏の再任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、森井じゅん氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が原案どおり承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

（ご参考）本総会終了後の取締役のスキルマトリックス

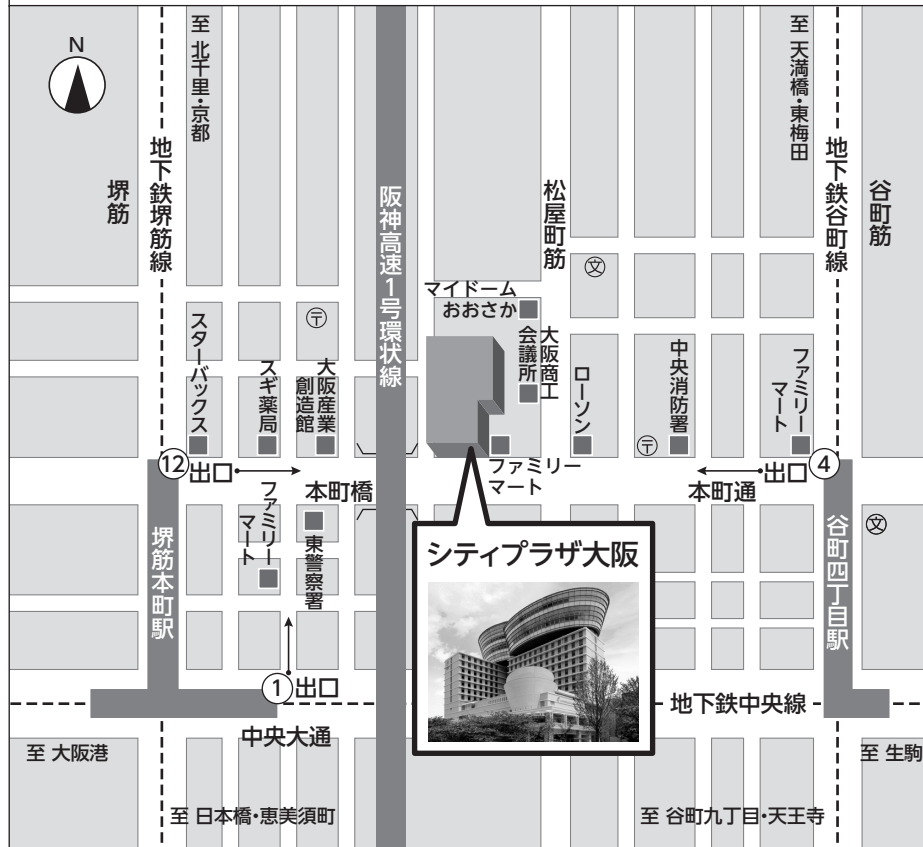
本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏 名	役 職	独立役員 (社外)	企業 経営	営業 マーケティン グ	財務 会計	生産 製造	グローバル ビジネス	コンプライ アンス 法務・監査
青 木 邦 博	代表取締役 会長		●	●			●	
羽 生 忍	代表取締役 社長		●	●		●		
中井川俊一	取締役	●	●	●	●		●	
上村多恵子	取締役 監査等委員	●	●	●				
吉 永 久 三	取締役 監査等委員	●	●					●
森井じゅん	取締役 監査等委員	●			●			●

※上記一覧表は、特に活躍を期待する分野を示しており、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

シティプラザ大阪 4階
「CHO -眺-」

大阪市中央区本町橋2番31号

交通

- 地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」
①号、②号出口より徒歩約6分
- 地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」
④号出口より徒歩約7分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。